

## 固定資産の減損会計研究

中野 一豊  
(豊橋創造大学大学院修士課程) 夏目藤一郎

キーワード：国際会計基準，使用価値，正味売却価額，資産デフレ，将来キャッシュ・フローの割引現在価値 (DCF) 法

### 論旨

2002年8月9日，企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表された。事業用の土地や建物などの固定資産の含み損を貸借対照表および損益計算書に反映させる，すなわち，資産デフレの状態を財務諸表上に表面化させることが減損処理であり，不動産が企業の総資産に占める割合は大きいため，その結果が企業に及ぼす影響は多大である。本稿では，減損の概念および減損の兆候・減損損失の認識・減損損失の測定という減損処理の一連の手順について，類似・関連する従来の規定との比較，国際会計基準および米国会計基準との比較を交えながら減損会計基準の実態や問題点に迫りたい。

### はじめに

固定資産の会計処理に関する検討は，1999年12月から企業会計審議会第一部会において行われ，固定資産に係る日本の会計実務や海外の会計基準およびその動向について審議が繰り返された結果，固定資産の会計処理に関する最優先課題は減損の処理であり，会計基準の整備の必要性が確認された。以降，2000年6月に「固定資産の会計処理に関する論点の整理」が公表され，2000年7月に当該審議部会が第一部会から固定資産部会に引き継がれてからは，2001年7月の「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」の公表，2002

年4月の「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」の公表を経て，2002年8月9日に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下，「減損会計基準」という）が公表されるに至った。

「減損会計基準」前文一，二において，その設定経緯や会計基準の必要性が記載されている。ここでは，市場の国際化の進展に伴い会計基準の国際的調和が喫緊の課題であるとし，不動産をはじめ固定資産の（正味売却）価格や収益性（使用価値）が著しく低下している昨今の状況（つまり，資産デフレの状況）において帳簿価額を過大計上したまま将来への損失を繰り延べているという疑念があるため，（国際的に日

本基準の) 財務諸表の信頼性が損なわれている<sup>1)</sup> という指摘もあり、固定資産の減損会計基準の設定が必要であるとしている。

なお、国際会計基準において投資不動産の会計処理(時価基準と原価基準の選択適用を認めている)が定められたことを受け、企業会計審議会においても、どのように対処するかについて審議されてきた。しかし、活発な市場のある一部の金融資産のように投資不動産の時価を客観的に判断することは困難であり一般に時価の変動を企業活動の成果とは捉えないという考え方から、他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、「減損会計基準」の規定に従って減損処理を行うことが適当である(「減損会計基準」前文六を参照)として、「減損会計基準」本文には別段の規定は設けられていない。

このように、日本の「減損会計基準」は、会計基準の国際的調和化を図りつつも、あくまでも取得原価基準の枠組みの中に取り入れられた処理であるということを踏まえて、本稿を進めていきたい。

## 1. 減損の基礎的概念

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映

させるように帳簿価額を減額する会計処理である(「減損会計基準」前文三)。

大雑把に言えば、「減損」(impairment)とは前述の通りであるが、本節では、時価主義会計と取得原価主義会計が混在する日本の会計基準の枠組みにおいて、「減損」の位置付けを類似・関連する諸規定との比較により明確にすることで基礎的概念を浮き彫りにしていきたい。

まず、1998年3月に施行された「土地の再評価に関する法律」(以下、「土地再評価法」という)について説明する。

「土地再評価法」は2002年3月31日までの選択適用の時限立法で、当初は銀行の自己資本増強を目的とした政策的会計処理である。販売目的のものを除く事業用土地が再評価の対象となっており、再評価差額は、土地の含み損益を通算して税効果会計を考慮の上で資本の部の利益準備金の次に表示される。固定資産の含み損処理のみを義務づける減損会計導入をにらんで、含み益と含み損とを相殺できる「土地再評価法」を適用した企業が相次いだ。<sup>2)</sup>

なお、減損処理を行った場合の再評価差額金の取扱い<sup>3)</sup>については、個別の法令の解釈や運用に関わる問題であり、会計基準の定めを設けることにはなじまない<sup>4)</sup>が、会計基準委員会における適切な措置が今後の課題として残されている。

次に、監査委員会報告第69号「販売用

1) 1999年3月期決算より、日本基準における英文財務諸表では、次のような警句が注記される例がみられる。「この財務諸表は、日本以外の国または地域で一般に公正妥当と認められた会計基準及び会計実務に準拠して、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローを表示することを意図されたものではない。」

2) 全国上場企業のうち実施予定も含めて、12社に1社(200社超)が同法を活用した。(2002年3月8日付け日本経済新聞より)

3) 「減損会計基準」前文五「土地の再評価に関する法律」により再評価を行った土地については、再評価後の帳簿価額に基づいて減損会計を適用する。減損処理を行った場合の土地再評価差額金の取扱い等については、企業会計基準委員会において適切に措置していくことが適当である。

4) 平松朗「減損会計の導入の経緯と今後の課題」『企業会計』2002年11月, Vol. 54 No. 11, p. 5

不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取り扱い」(以下、「販売用不動産等の強制評価減」という)について説明する。

分譲マンションなどの販売目的不動産は、流動資産の棚卸資産に計上される。バブル期に購入・建設されたものについて、多額の含み損を抱えたまま実態的なデッド・ストックとなっているにも拘らず、時価の算定が困難であるとか土地については物理的な陳腐化がないなどの理由により低価基準による棚卸評価減が実施されないケースが見受けられたことに伴い、これらの含み損の早期処理促進のために2000年7月に日本公認会計士協会により「販売用不動産等の強制評価減」が公表された。ここでは、販売用不動産の時価を、時価＝販売見込額－販売経費見込額と規定し、これらの時価が取得価額のおおむね50%を下回る場合、相当期間内に時価がおおむね取得原価まで回復する見込みがある場合を除いて、時価まで評価減することを求めている。販売用不動産等は流動資産であり、減損会計の適用対象資産からは外れるが、回収可能価額の算定に本来の適用目的があるとされる低価基準により資産評価をするという点では、思想的には減損の考え方と共通している。

さらに、減損に類似した規定として、臨時損失と臨時償却とがある。

臨時損失<sup>5)</sup>とは、災害、事故などで固定

資産が物理的に滅失した場合に貸借対照表価額を減額して計上する処理であり、臨時償却<sup>6)</sup>とは、減価償却計算に適用されている耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて行われる減価償却累計額の修正処理である。

たしかに、臨時損失および臨時償却は、ともに資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合であり、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べない会計処理という点では本節冒頭の後半部分と一致している。しかし、両者には、経済環境悪化による収益性の低下や市場価格の下落などは想定されていないという点において減損の概念とは一線を画している。

かくして、日本の会計基準の枠組みにおける「減損」の位置付けが明確になった訳である。経済環境悪化による収益性の低下や市場価格の下落などは、従来の減価償却の枠を超えて対処すべき概念であり、日本における減損会計の導入は資産デフレがもたらした産物といえよう。

## 2. 減損会計基準の概要

「減損会計基準」では、固定資産に分類される資産を対象資産としている。ただし、固定資産であっても、例えば、「金融商品に係る会計基準」における金融資産や「税効果会計に係る会計基準」における繰

5) 商法34条2項「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ減額ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」

6) 日本公認会計士協会監査委員会報告3号「減価償却に関する会計処理及び監査上の取り扱い」臨時償却とは、正規の減価償却計算に適用している耐用年数又は残存価額が、設定に当たって予見することのできなかった機能的原因等により著しく不合理となった場合等に耐用年数を変更し、又は残存価額を修正し、これに基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正のための減価償却をいう」

延税金資産などについては、それぞれの会計基準において減損処理の定めがあるため対象資産から除外されている。

減損損失の認識と測定の手順は、資産を現金生成単位にグルーピングした上で、①減損の兆候、②減損損失の認識（割引前将来キャッシュ・フロー総額<帳簿価額）、③減損損失の測定（回収可能価額<帳簿価額）の3段階で構成されており、これらを満たした場合には、減損処理を行うことになる。本節では、減損処理の手順を中心に論ずる。

### (1) 資産のグルーピング

減損損失の認識をするかどうかの判定と減損損失の測定をするに当たり、資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位（現金生成単位）で行う（「減損会計基準」本文二、2、(1) 参照）。

キャッシュ・フローを生み出す最小単位（現金生成単位）とは、具体的にはどのような単位なのか、「実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を行う際の単位等を考慮」（「減損会計基準」前文四、2、(6)、①参照）するとあるが、具体的な事例は「減損会計基準」の注解にも記載されていない。そこで、国際会計基準（International Accounting Standards; 以下、IAS という）36号の例示の一部を挙げてみる。

① 小売業 A は B 地域に5店舗を有し、その1つが C 店である。5店舗の仕入れは本社レベルで行われ販売政策も全店舗共通であるが、各店舗の顧客はそれぞ

れ異なり損益は店舗ごとに管理されている。この場合、C 店舗は他の店舗から独立したキャッシュ・フローを生成しているため、「現金生成単位」とすることができる。

② バス会社 D は5つのバス路線を有し、それぞれにキャッシュ・フローを識別できる。ただし、市との契約によってバス路線を設置したものであり、その契約上、D の任意ではバス路線を削除することができない。この場合、それぞれのバス路線は独立したキャッシュ・フローを生成しないため、「現金生成単位」は全路線合計のキャッシュ・フローとなる。

いずれの場合にも、資産のグルーピングに当たっては、企業の内部情報に依存しなくてはならない。主観的な判断に偏らないためにも、IAS36号の例示のようなある一定程度の指標設定が待たれるところである。

### (2) 減損の兆候

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象をいい、減損の兆候があるとみなした場合には、当該資産または資産グループについては、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる（「減損会計基準」本文二、1参照）。

① 資産または資産グループが使用されている営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。

② 下記のような資産または資産グループ

が使用されている範囲または方法について当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生じる見込みであること（「減損会計基準」注解注2参照）。

(ア) 資産または資産グループが使用されている事業を廃止または再編成すること

(イ) 当初の予定よりも著しく早期に資産または資産グループを処分すること

(ウ) 資産または資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること

(エ) 資産または資産グループが遊休状態になったこと

③ 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること

④ 資産または資産グループの市場価格が著しく下落したこと

企業は、内部管理目的の損益報告や事業の再編等に関する経営計画などの企業内部の情報や、経営環境や資産の市場価格などの企業外部の要因に関する情報に基づき、減損の兆候がある資産または資産グループを識別することになる。

保有する減損対象資産すべてについて、減損損失の認識をするかどうかの判定をすることは、実務上の負担があまりにも大きくなるため、減損損失の兆候のある資産についてのみ、次のステップ（減損損失の認識）に進むこととなっている。

### (3) 減損損失の認識の判定

減損損失の認識規準、つまり、帳簿価額を減額する固定資産の減損処理をどのような場合に行うかについては、以下のような

規準がある。

① 永久規準 (permanent criterion) 減損損失が永久であると考えられる場合に認識する規準

② 蓋然性規準 (probability criterion) 資産の帳簿価額が回収できない可能性が高い場合に認識する規準

③ 経済規準 (economic criterion) 回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に直ちに認識する規準

「減損会計基準」において、減損の兆候がある資産または資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較により行い、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する（「減損会計基準」二、2参照）と定められている。

また、前節でも述べたように、減損処理は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であるが、「減損損失の測定は、将来キャッシュ・フローの見積りに大きく依存する。将来キャッシュ・フローが約定されている場合の金融資産と異なり、成果の不確定な事業用資産の減損は、測定が主観的にならざるを得ない。その点を考慮すると、減損の存在が相当程度に確実な場合に限り減損損失を認識することが適当である。」（「減損会計基準」前文四、2、(2)、①）としている。

つまり、減損の存在が相当程度に確実な場合に限り減損損失を認識するために、帳簿価額との比較対象を割引前将来

キャッシュ・フローの総額としたことは、減損損失を認識のハードルを高くしたことを示しており、「減損会計基準」では蓋然性規準（確率基準ともいう）を採用していることになる。

また、割引前将来キャッシュ・フローを見積もる期間は、資産の経済的残存使用年数または資産グループ中の主要な資産<sup>7)</sup>の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方としている。

#### (4) 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする（「減損会計基準」本文二、3）。

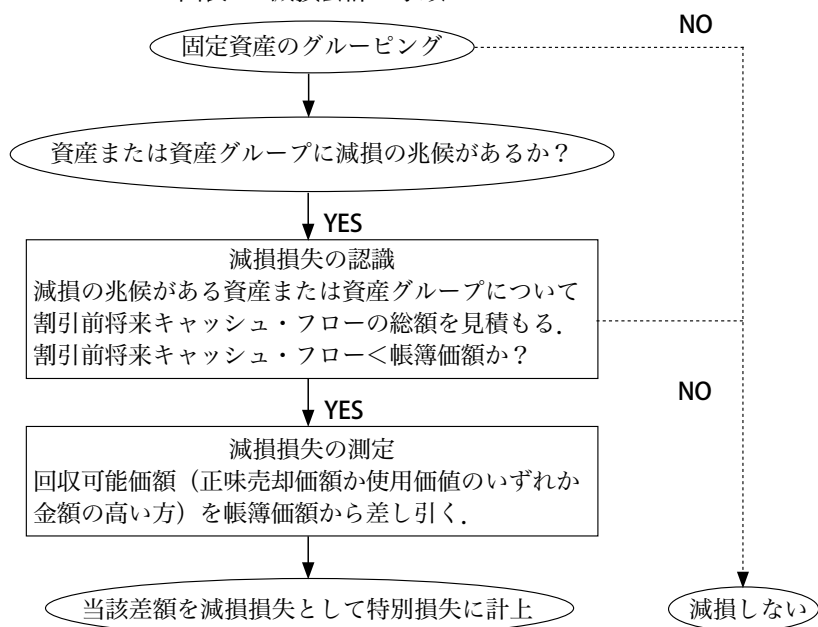
この場合、企業は、資産又は資産グルー

プに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、売却による回収額である正味売却価額（資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）と、使用による回収額である使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額が固定資産の回収可能価額になる。

また、正味売却価額を算定する場合の時価とは、公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格をいうが、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額がそれに該当することになる（「減損会計基準」前文四、2、(3)）。

減損損失の認識規準について「減損会計基準」は、蓋然性規準のアプローチを採

図表1 減損会計の手順



7) 「減損会計基準」注解注3 主要な資産とは、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。

ており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るときに減損損失を認識することについては前述した通りであるが、減損損失の測定については、将来キャッシュ・フローの現在価値を用いている。

減損損失の測定のポイントは、帳簿価額と比較する回収可能価額として、正味売却価額を選択するか使用価値を選択するかにあるといえる。

### (5) 将来キャッシュ・フロー

(3) 減損損失の認識の判定および(4) 減損損失の測定における回収可能価額を使用価値とする場合には、将来キャッシュ・フローを見積もる必要がある。

減損損失の測定における回収可能価額を正味売却価額とする場合については、地価公示価格、都道府県基準地価額、固定資産税評価額、地価税法の時価(路線価)などの客観的な外部情報に基づき算定することが可能であり、日本における銀行の不動産担保価格の査定方法では比較事例法として定着している。

これに対し、減損損失の認識の判定および減損損失の測定における回収可能価額を使用価値とする場合、将来キャッシュ・フローの見積りという、従来、一般的には馴染みの薄い算定方法が必要になる。

算定結果の客観性の面では、当該資産所有者とは独立した第三者の外部情報による正味売却価額の方が優れており、算定の事務的負担も小さいというメリットもあるが、減損損失の測定における回収可能価額は、正味売却価額か使用価値のいずれか金額の大きい方とされているため、正味売却価額<使用価値の場合は将来キャッシュ・

フローの現在価値を算定しなければならない。

将来キャッシュ・フローの見積りは、銀行の不動産担保価格の査定方法のひとつである収益還元法に類似するが、この手法は賃貸用不動産などの投資不動産に対して用いられる手法である。賃貸用不動産については、毎月の家賃等(キャッシュ・イン・フロー)と維持費用等(キャッシュ・アウト・フロー)の見積りが比較的単純で、賃貸借契約によりキャッシュ・イン・フローの客観性も担保できるため、外部への説得力にも問題はない。

しかし、「減損会計基準」における使用価値の算定対象資産には一部に投資目的の不動産も含まれるが、主たる算定対象は自己所有目的の不動産である。企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づき、資産または資産グループの現在の使用状況および合理的な使用計画等を考慮(「減損会計基準」本文二、4、(1)、(2)参照)して将来キャッシュ・フローを見積もるため、企業の内部情報に依拠する部分が大きくなり、見積り結果の客観性を担保するためには相当の理論武装が必要である。また、将来キャッシュ・フローの見積方法に関して、企業ごとの裁量的判断を抑制するためには実務指針等の策定も必要であると思われる。

### (6) 使用価値の算定に際して用いられる割引率

減損損失の認識の判定に当たっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を算定して、これを帳簿価額と比較するが、減損損失の測定に当たり使用価値を回収可能価額とする場合には、将来キャッシュ・フ

ローの現在価値を算定して、これを帳簿価額と比較する。

将来キャッシュ・フローの現在価値とは、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積当該資産に係る一定の割引率で除して現在価値に引き直したものであり、割引現在価値（ディスカウント・キャッシュ・フロー、Discounted Cash Flow; DCF）ともいう。

将来CF総額÷割引率＝現在価値

銀行の資産査定厳格化の一環として、DCF法の導入の可否が物議を醸したことは記憶に新しいが、銀行の資産査定の査定対象資産は貸出金であり、割引率の設定については貸出金の約定利率や貸倒引当率が定められているために算定は容易であり、かつ、算定結果の客観性も得られやすいといえる。

<DCF法の公式>

$$\text{現在価値} = \text{CF}_1 / (1+r)^1 + \text{CF}_2 / (1+r)^2 + \dots + \text{CF}_t / (1+r)^t$$

※ rは割引率、CFは各年度の正味キャッシュ・フロー、割引率は1年度からt年度までのCF割引現在価値の合計、割引率は1年度目からt年度目までの間の複利計算

これに対して、一般企業の保有する事業用不動産については、当該企業固有の事情を割引率に反映させるにあたり表面的な数値基準はないため、算定結果の客観性を得るための合理的な割引率設定は困難な作業である。

割引率の基本的な機能は、時間価値の考慮（現在価値の算定）と固有のリスクの反映という点にあるとされており、使用価値

の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した税引前の利率とする（「減損会計基準」本文二、5前半部分）としていいる。「貨幣の時間価値を反映」とは、つまり、市場価値を割引率に反映させることであり、減損処理が税引前当期純利益の段階で行われることから「税引前」とされているのだが、市場価値の算定が困難なときはどうすればよいのか。また、割引率のもうひとつの基本的機能である「固有リスクの反映」とは、具体的にどのように反映すればよいのだろうか。いずれも、実務指針等による適切な措置が必要である。

## (7) 減損の戻入れ

減損の戻入れは、行わない（「減損会計基準」三、1）。

その理由は、減損処理は回収可能価額の見積りに基づいて行われるため、その見積りに変更があり、変更された見積りによれば減損損失が減額される場合には、減損損失の戻入れを行う必要があるという考え方もあるが、「減損会計基準」においては、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識および測定することとしていること、また、戻入れは事務的負担を増大させるおそれがある（「減損会計基準」前文四、3、(2)）ことなどに求められる。

言い換えれば、減損損失の認識のハードルを高くして（蓋然性規準）、減損損失を認識する可能性が経済規準を採用した場合よりもよりも低いのであるから、減損の戻入れは認めないということであろう。



### 3. 国際会計基準および米国会計基準との比較

主要な資産の減損に関する会計基準には、国際会計基準 (IAS) 36号「資産の減損」(Impairment of Assets) と米国財務会計基準 (Statements of Financial Accounting Standards; SFAS) 144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」(Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets) とがある。

減損に係る処理が最初に基準化されたのは、SFAS121号である。1980年前後のアメリカでは、自主的に減損を計上する企業が増加したが、実務処理に関する具体的な指針がないため、各企業の裁量的判断による減損処理が行われていた。その結果、多様でまちまちな実務が発生し、企業および会計年度によって一貫性のない財務報告が提出されるという財務諸表の信頼性そのものに悪影響を及ぼしかねないという状況に陥った。こうした状況に呼応して、AICPA (米国公認会計士協会) は、1980年に論点提示書「固定資産の帳簿価額全額が回収できない場合の会計処理」を FASB (米国財務会計審議会) に送付し、減損に係る明確な指針を確立するように求めた。FASC (財務会計基準諮問委員会) においても審議を開始し、その結果、1995年に SFAS121号が正式基準として公表された。この後、SFAS121号の改定基準として、2001年に公表されたのが現行の SFAS144号である。

こうしたアメリカでの動きが、IASC (国際会計基準委員会) にも波及した。特に、1995年に、IOSCO (証券監督者国際機構)

が IAS を承認する条件として、その「コア・スタンダード」に減損会計を求めたため、減損会計の基準設定が急務となった。その後、1997年の公開草案を経て、1998年の IAS36号の設定に至った。

これまで述べたように、IAS36号、日本基準は、多様な減損実務が先行して存在した SFAS121号および SFAS144号に引っ張られるかたちで設定されたといえる。

三者の比較をすると、減損の認識基準と減損の戻し入れとの関連性、減損損失の測定方法にその特徴が表れている。

まず、減損の認識基準については、SFAS144号と日本基準が蓋然性基準のアプローチを採用しているのに対し、IAS36号は経済基準のアプローチを採用している。言い換えれば、SFAS144号と日本基準は将来キャッシュ・フロー、IAS は回収可能価額を帳簿価額との比較に用いて、減損の認識の判定を行っている。蓋然性基準のメリットは、實際上、減損処理を行う頻度が少なくなり、実務上の負担が少なくなることや、将来キャッシュ・フローの見積り誤差の影響により、減損処理の可否の判断が分かれる可能性を削減できるというところにある。一方、経済基準を用いた場合には、資産の回収可能性に関する情報を、蓋然性基準を用いた場合と比較し、財務諸表への表示が積極的にできるというメリットがある。

次に、減損損失の認識に関連して、減損損失の計上後固定資産の収益性が回復した場合に、過年度減損損失の戻し入れの可否が問題となる。日本基準における取得原価主義との整合を考えれば、一旦減損損失を認識し、回収可能価額まで切り下げた帳

簿価額をスタート地点と仮定した場合、未実現利益である含み益を反映させる、すなわち、時価主義会計の思考を取り入れたことを示すため、あくまでも取得原価主義の下で行われるとされる減損処理の基本的な枠組みから逸脱するのではないかという懸念、また、減損損失の認識の判定において、蓋然性基準のハードルを設けて減損を認識する可能性を低くしたことにより、相当程度以上に減損の存在が確実であるにも拘わらず、毎期の見直しにより減損損失額が変動する戻し入れ処理は当該減損の状態にマッチしないのではないかという懸念もある。他に、単純に事務的負担の増大を防

ぐという、円滑な事務運用をにらんだ観点も減損の戻し入れを認めないという論拠として推測される。

これに対し、減損の戻し入れを認容する論拠には、経済基準のアプローチがこの前提にある。というのは、減損の兆候のある資産については、減損損失を直ちに認識するという経済基準のアプローチにおいては、資産の回収可能性（時価）を積極的に反映させることを目的としているため、マイナス修正である減損損失の計上のみならず、プラス修正である減損損失の戻し入れについても財務諸表に反映させることがベターであるとの考え方に基づいている。

図表2 減損会計に関する国際会計基準と米国会計基準の主な相違点

| 項目                  | 国際会計基準<br>(IAS 第36号)                                | 米国会計基準<br>(SFAS 第144号)<br>継続使用する資産（売却以外の処分予定資産も含む）   | 日本基準  |
|---------------------|---|--|---|
| 対象資産                | 全ての資産（棚卸資産、工事契約から生じる資産、繰延税金資産、従業員給付から生じる資産、金融資産を除く） | 長期性資産<br><br>(金融商品、繰延税金資産などを除く)  | 固定資産（金融資産、繰延税金資産、前払い年金費用などを除く）              |
| 回収可能性を検討しなければならない資産 | 減損の兆候のある資産  | 減損の兆候のある資産   | 減損の兆候のある資産                                  |
| 減損の認識               | 回収可能価額が帳簿価額より低いとき                                   | 見積将来キャッシュ・フロー（割引前・支払利息控除前）が帳簿価額より低いとき  | 見積将来キャッシュ・フロー（割引前・支払利息控除前）が帳簿価額より低いとき       |
| 減損損失の測定             | 帳簿価額が回収可能価額を超える金額                                   | 帳簿価額が公正価値を超える金額  | 帳簿価額が回収可能価額を超える金額                           |
| 回収可能価額              | 資産の正味売却価額と使用価値（見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額         | —  | 資産の正味売却価額と使用価値（見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額 |
| 公正価値                | —   | 活発な市場における公表市場価格に基づく価額。公表市場価格がない場合には最善の情報に基づいて見積もる。見積りに当たっては、類似資産の価格および評価技法の結果（見積将来キャッシュ・フローの現在価値など）を考慮する | —   |
| 減損損失の戻し入れ           | 一定の要件の下で戻し入れを行う                                     | 不可   | 不可  |

(出所) 近田典行『不動産アカウンティング国際動向とわが国の対応』中央経済社、2002年、p.55より（一部加筆）

次に、減損損失の測定方法について述べる。SFAS144号は、回収可能価額を公正価値と規定しているのに対し、IAS36号および日本基準では、正味売却価額と使用価値のいずれか金額の大きい方と規定している。一般的に公正価値とは、客観的な市場価値（時価）を表すものであるが、ここには正味売却価額および使用価値に内包されているのれんの金額は含まれていない。したがって、公正価値、正味売却価額および使用価値のなかで最も金額が小さくなるのは公正価値である。すなわち、SFAS144号を採用した場合に減損損失の計上額が大きくなる可能性が高いといえる。

その他の各基準間の相違点については、図表2にまとめた。

#### 4. 会計基準導入に係る問題点

ここまでに、減損会計の概要および各規準との比較を概観してきたが、実際の導入にあたって問題と考えられる事項がいくつか挙げられる。

第一に、将来キャッシュ・フローの見積手法や割引率の設定といった、会計学上の論点というよりは実務上の問題点である。減損実務が会計基準に先行していたアメリカとは好対照をなしており、日本においては、実務の積み上げが会計基準・実務指針に収斂されたという導入経緯の自然さが無い。なお、これに関連して、減損の兆候の例示、正味売却価額の見積方法、将来キャッシュ・フローの見積方法、使用価値の算定に際して用いられる割引率、資産のグルーピングの方法、供用資産の取扱い、のれんの取扱い等の細目について、具体的

な指針等については、今後、関係府令を整備するとともに、企業会計基準委員会において適切に措置していくことが適当である（「減損会計基準」前文五、2. 参照）としており、減損会計の早期適用企業をにらんで、来年には実務指針が公表されるといわれている。いずれにせよ、日本では実務上馴染みの薄い測定方法等を用いて減損会計の実務をこなしていくことになる。

第二に、監査上の問題が出てくるのではないかということも挙げておく。将来キャッシュ・フローの見積り等は、企業に負担を強いるばかりでなく、監査する側の公認会計士にも負担の増加を招くことは容易に想像がつく。当該企業の固有の事情を把握していなければ、将来キャッシュ・フローの見積り、割引率、資産のグルーピング等の整合性を検証することも不可能であり、また、減損の兆候がないということも反証することは可能であるかも疑問に思う。

第三に、投資不動産の問題を挙げる。はじめにでも触れたが、国際会計基準が投資不動産の時価評価を取り入れているのに対し、「減損会計基準」では、前文に議論の論点を示したに止まっており、本文には別段の定めを設けていない。あくまでも、取得原価主義の下に行われる減損処理としての整合は保たれているといえるが、会計基準の国際的調和化という点ではまだ満たされていない。取得原価主義と時価主義の対立という図式ではなく、取得原価主義のなかにいかに時価主義を内包させるかという観点で、国際的調和化が望まれる。

## むすび

本稿は、トピックなテーマである「固定資産の減損会計」の抱える問題点について検討してきたが、最後に今後の流れを整理しておきたい。

「意見書」では、関係各方面の準備作業、企業側の受入れ準備が必要であることを考慮し、平成17年4月1日以後開始する事業年度から実施されることが適当とし、平成16年4月1日以後開始する事業年度からの早期適用も認めており（「減損会計基準」前文五、1. 参照）、更に、平成16年3月31日から平成17年3月30日に終了する事業年度での適用も妨げないものとしている。

最も早く、平成15年度からの減損会計適用開始も有りうるということで、繰り返し述べるが、減損の兆候の例示、正味売却価額の見積方法、将来キャッシュ・フローの見積方法、使用価値の算定に際して用いられる割引率、資産のグルーピングの方法、供用資産の取扱い、のれんの取扱い等について実務指針の策定が急がれると思われる。

総資産に占める割合が高いとされる固定資産の減損会計導入は、資産デフレの状況

においては企業に対する影響はなおさら多大なものとなろう。ただ、減損損失の開示により財務諸表の国際的信頼性が高まる一因ともなるため、適正な実務運用の下に企業実態を的確に反映させた財務諸表の作成が望まれる。

## （付記）

本稿は、大学院修士課程1年の夏目藤一郎君が、1年間かけて行ったテーマ研究の要旨である。指導教授である中野が本論文に目を通し、必要部分について付言し、手を加えて脱稿した。

固定資産の減損会計は、国際的にはすでに基準が導入されており、わが国もそれに追従する形で、つぎのように意見書を公表するまでに至っている。2000年6月の論点整理、2001年7月の経過報告、2002年4月の「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」、そして同年8月9日の公式意見書公表である。減損会計の実施時期は、企業サイドの受入準備の必要性も勘案し、2005年度からの完全実施を適当としているが、そのような事情からも、本論文はタイムリーであると同時に、最近の国際会計のドラスティックな展開に関心を寄せる者への一助となる。

## 《引用文献》

- 辻山栄子「減損会計の基本的な考え方」『企業会計』2002年11月, Vol. 54 No. 11  
 平松朗「減損会計の導入の経緯と今後の課題」『企業会計』2002年11月, Vol. 54 No. 11  
 秋葉賢一「減損損失の認識と測定」『企業会計』2002年11月, Vol. 54 No. 11  
 小賀坂敦『この1冊で時価会計・減損会計がわかる→できる』ビジネス社, 2001年6月  
 近田典行『不動産アカウンティング』中央経済社, 2002年  
 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社, 2001年  
 辻山栄子・逆瀬重郎・都正二・秋葉賢一・平松朗・伊藤大義・小宮山賢「固定資産の減損会計基準の設定に関する意見書」をめぐって（座談会）『JICPA ジャーナル』2002年11月, No. 568